

令和元年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和元年12月 6日 午前10:00

○散 会 午後 0:15

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務局長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	社会福祉課長 筒 井 弥 生
健康推進課長 櫻 庭 輝 雄	都市建設課長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 児 玉 亮 悦
----------------	-----------------

令和元年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和元年12月 6日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、3番菅原理恵子議員、10番佐藤義久議員、7番鑑 仁志議員の順に行います。

それでは3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。寒い中足元の悪い中、傍聴お疲れ様でございます。

私は、本定例会1つ目、潟上版ネウボラという形で、これ何度か質問させていただきました。その中、秋田市を視察しては、ママさんヘルパーの必要性また今年の9月は、社会厚生常任委員会でのきさらづネウボラを視察してのネウボラを通しての産後ケアの必要性を訴えてまいりました。それで3点目の防災計画は、男女共同参画の防災の行事に参加した際、改めて必要性を感じたものに対して質問させていただきます。

それでは、大きく3点にわたり質問させていただきたいと思います。

大きな1点目。総合的で手厚い子育て支援をについて。

双子や3つ子といった多胎児の子育てには、さまざまな困難が伴います。心身ともに疲弊した母親らが、不安や孤立感を深め子どもを虐待するケースもあり、厚労省は来年度から支援に乗り出すことと致しました。多胎児の出生割合は約2%で、半世紀ほど前に比べると、ほぼ2倍に増加。不妊治療での複数の胚移植や排卵誘発剤などが影響しているともみられております。核家族化や地域の間人関係希薄化といった社会環境の変化も加わり、母親の抱える不安や孤立感は大きくなっています。こうした養育環境の変化を背景に、子どもを虐待してしまう母親もおります。多胎育児家庭の発生頻度は、1人で生まれた多胎児を育てる家庭の2.5～4倍に上るとの調査結果もあります。実際、行政側の支援が行き届かず深刻な事件が発生しております。2018年に愛知県で3つ子を育児中の母親が次男を暴行し死亡させた事件では、同市と医療関係の連携不足や、市の担当者が母親の悩み事を受け止めて聞く姿勢に欠けていたことが問題視されました。市の

検証委員会は多胎児支援の重要性が認識されていなかったと総括しております。事件後、市は再発防止へ、多胎児家庭を保健師が月1回訪問する体制を敷くなど対応を強化しました。双子、3つ子を安心して育てられる社会づくりが求められております。出産後の母親や子どもに対し心身のケアや育児相談を行う産後ケア事業については、現在自治体の任意事業ですが、市区町村の努力義務とする母子保健法改正案が本国会に提出される見通しとなりました。法律で位置付け全国的に子育てしやすい環境整備を後押し、産後うつや虐待を防ぐ狙いもあります。産後ケア事業は、助産師や保健師が母親の体調面や心理的なケア、育児相談などを、①短期宿泊型、②通所型、③自宅訪問型で実施する。病院や助産所のほか、産後ケア事業に特化した産後ケアセンターなどで行われる産後ケア事業は、自治体ごとに温度差があります。総合的でより手厚い子育て支援を展開していくことが一段と重要になります。子どもたちが健やかに育っていけるような長期的な戦略が求められております。そこで本市の取り組みについてお伺い致します。（1）多胎児支援についての現状についてはいかがでしょうか。（2）産後ケア事業が法案成立した際、努力義務になりますが、環境整備導入についてのコンセプトはいかがでしょう。（3）子育て世代包括支援センター、ワンストップ窓口については、市長の行政報告によりますと、令和2年4月より開設予定との報告でありました。総合的で手厚い子育て支援を行うため、予定されております事業内容をお知らせいただきたいと思います。

大きな2点目。ひきこもり対策について。

ひきこもりの子どもは50代で、その世話をする親は80代という8050問題に象徴されるひきこもりの高齢化。親が病気や介護など複合的な問題が重なると、親子共倒れになる危険性もあり、親亡き後の不安もあります。内閣府は今年3月、40歳から64歳の中高年齢層のひきこもりは全国で約61万人との推計を公表しました。厚生労働省では、こうした複数の悩みを抱える人がワンストップで支援を受けられる体制づくりを検討しております。ひきこもりが長期化し親も子も高齢になることで、生活上の貧困や親なき後の子どもの将来を案じる相談も増加しております。そんな中、高齢化するひきこもりと向き合う人々の活動をしている東京都では、ひきこもりの当事者や経験者、家族や支援者の集まりひ老会（ひきこもりと老いを考える会）、8050問題を、ひきこもり当事者が語り考える会を2年前から始め、おおむね2カ月に1度開かれているそうです。この会で、当事者の話に耳を傾ける池井田さん自身もひきこもり当事者だそうです。国立大学を卒業し大手企業に内定後、うつ病を発症する。これ以降、30年にわたって継続的にひきこも

る。現在は体調を見つつ、ひきこもり関連イベントの企画に携わるほか、海外のひきこもり当事者へのインタビューなどに取り組む。8050問題が親やメディアから語られることは多かったものの、当事者の立場から語られることは少ない。そんな問題意識から、池井田さんがひ老会を開くようになった理由だそうです。当事者同士だからこそ共感できることがあるとも。8050問題といっても、当事者一人ひとりの状況は異なります。ひきこもり支援は、これまで若者特有の問題とされ、39歳以下の就労支援にばかり力を入れてきました。また、障害認定を受けなければ支援してもらえないなどの制度のはざまに置かれてきました。本市においてもひきこもり対策を講じていただいているとは思いますが、以上の観点からお伺い致します。

(1) 本市におけるひきこもりの実態把握はいかがでしょうか。

(2) 本人や家族等が抱える悩みについて、相談窓口についての現状はいかがでしょうか。

(3) 国においても問題解決に力を入れており、厚労省は包括的支援体制の強化に向けた検討を行っております。今後、こういった国の支援を活用して、就職氷河期も含めたひきこもり支援対策の進め方についていかがお考えでしょうか。

大きな3点目。住民と共同・防災力について。

東日本各地に甚大な被害をもたらした台風19号の被災地では、被災自治体ごとに支援する都道府県・政令市を決めて職員を派遣する対口支援の動きが広がっております。これは公明党が強力に推進し、総務省が昨年3月に制度化致しました。被災市区町村応援職員確保システムに基づく取り組みで、被災地で必要とされる人材を迅速・的確に派遣するのが狙いであります。自然災害が激甚化・頻発化する中、被災自治体と支援自治体がペアを組む対口支援の重要性は増す一方です。また、派遣職員を受け入れる側の体制づくりもしっかり取り組まなければなりません。こうした取り組みで10月28日から11月2日まで、職員2人を宮城県角田市に派遣したことが行政報告されておりました。派遣を受け入れてくださいました職員の方には感謝申し上げます。さて、本市の31年度予算で自主防災リーダー育成支援事業として、防災士資格取得や防災知識の習得を得た後に、市町村の防災担当と連携しながら地域に密着した自主防災組織の組織化支援に取り組むことと致しました。また過日開催されました、みんなで地域の防災力を高めようのテーマの下、秋田県自主防災アドバイザーの野口幸喜さんを講師としてお迎えした男女共同参画研修会に参加させていただきました。その折に、男女共同参画からの防災〈基本的

な考え方>からでは、①平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる。女性の意見の反映、性別役割分担意識。②男女の人権を尊重して安全・安心を確保する。避難所生活環境の改善、間仕切りや更衣室、トイレ環境等。③災害時要援護者への対応との連携に留意する。避難所運営や被災者支援等における女性の参画。大規模災害時の行動では、避難の原則3・3・3の原則、災害発生から避難生活に至るまでの目安。受講して改めて防災について考えさせられました。以上の観点からお伺い致します。

(1) 派遣職員を受け入れる場合の体制づくりはいかがでしょうか。

(2) 防災士受験者数に対して取得した方々は何人か。また、防災士になられた方々の活用法はいかがお考えでしょうか。

(3) 来年度も防災士取得の資金助成をしていくのでしょうか。その際、女性取得者についてのお考えはいかがでしょうか。

(4) 防災会議の女性登用について、何人中何人登用しているのでしょうか。声は反映されているのでしょうか。

(5) 避難所生活環境改善については、間仕切りや更衣室、トイレ環境、段ボールベッド等、安全・安心に考慮しているのでしょうか。

(6) 備蓄庫の備品については、参考資料の防災備蓄倉庫(トレイクかたがみ)により、大人用紙おむつ、生理用品は備蓄されているのか。その他の備蓄庫も同様に備蓄されておられるのでしょうか。

以上、大きく3点にわたり、檀上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長(西村 武) 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) それでは、3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、総合的で手厚い子育て支援をについてお答え致します。

平成28年に児童福祉法が改正され、児童の虐待予防に関する内容が強化されました。特に母子保健分野においては、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期まで関係機関と連携し、切れ目のない支援が重要となっております。現在は、乳幼児健診や保健師による乳児全戸訪問、子育て支援センターでは保健師や管理栄養士による母子相談事業、妊娠中からの子育て支援事業として要支援妊産婦に対しては医療機関や福祉担当者との連携会議の開催など、個々の状況に合わせ、関係機関と連携し、子育て支援を行っております。

ご質問の1点目、多胎児支援の現状についてお答え致します。市では、平成29年度と平成30年度にそれぞれ1組ずつ双子が産まれております。妊娠中に双子とわかった場合は、従来の妊婦健康診査補助券に加え多胎補助券を発行し、これは1回8,220円の6回分でございますけれどもそういったものの活用、それと健診費用の補助と妊娠中の健康管理を支援しております。また多胎児の子育ては、支援者不足の場合にはさまざまな困難が伴うため、医療機関で、退院後の子育て支援状況について本人や家族に聞き取りした情報を市と情報共有し、市の保健師が家庭訪問を行うなど早期に介入し、保健指導や子育て支援のサービス情報の提供を行っております。今後も医療機関や必要なサービス機関と連携し、地域で母と子が安心して育児ができるよう支援を行ってまいります。

次にご質問の2点目、産後ケア事業についてお答え致します。平成30年度の妊娠届は177件、令和元年においては11月末現在で120件となっており、届け出数は横ばいとなっております。また、潟上市では出産できる病院がないため、ほとんどが秋田市内の医療機関で出産している状況であります。産後は、保健師による産婦訪問や赤ちゃん訪問を行っており、また母乳育児がスムーズにいくよう母乳育児相談補助券を交付し、産科医療機関や助産院において母乳相談ができる体制を整えております。

産後ケアに関する今後の取り組みについては、県内で実施している医療機関は2カ所にとどまっており、24時間体制で母子の心身のケアや育児のサポート体制を整え、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するために、県を通じて秋田県産婦人科医会へ産後ケア事業の協力を求めるところであり、県内での体制が整い次第事業を開始したいと考えております。

次にご質問の3点目、子育て世代包括支援センターについてお答え致します。

子育て世代包括支援センターは、母子保健分野と子育て支援分野がそれぞれの機能で役割分担をしつつ一体的にサービスを提供するため、専門職を配置し、妊産婦などの支援に必要な実情の把握や、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導のほか、育児支援プランの策定や保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこととしており、平成29年度に策定された子育て世代包括支援センター業務ガイドラインに基づき、事業を展開する予定となっております。また、助産師や臨床心理士を新たに配置することで、妊娠期から産後まで継続した妊産婦教室の開催や、産後うつ・育児不安によるメンタルヘルスケアの実施など個別のニーズを把握したうえで、保健師、助産師、臨床心理士により必要なサービスを円滑に提供できるようきめ細かく

支援してまいります。

次に一般質問の2つ目、ひきこもり対策についてお答え致します。

国の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によると、ひきこもりの定義は、様々な要因の結果として社会的参加これは義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労などで、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6カ月以上、概ね家庭に留まり続けている状態としております。秋田県では平成27年度からひきこもり支援調べを実施しており、平成30年度で4回目を迎えました。調査対象は、県内の医療機関、教育機関、市町村、社会福祉協議会等関係機関で、このうち市町村、社会福祉協議会、保健所等に対し、実態調査や何らかの取り組みをしているか質問したところ、していると回答した関係機関は13.6%、4市町村4社協となっております。一方、他の機関との情報共有は62.7%で行っているとしており、民生委員との連携についても50.8%が行っていると回答しております。また、ひきこもりの方からの相談については、電話や面接等により6割以上の関係機関で実施してまいりました。ひきこもりにかかわる支援は各関係機関とも重要な課題であると認識しているものの、ひきこもりの方への対応についてはデリケートな内容であるだけに、県内でも慎重に対応している様子がかがわれております。

ご質問の1点目、本市におけるひきこもりの実態把握はいかがでしょうかについてですが、現在本市ではひきこもりの実態把握はしておりません。

ご質問の2点目、本人や家族等が抱える悩みについて相談窓口についての現状はいかがでしょうかについては、引きこもりの家族から直接相談を受けることはありますが、多くは地域包括支援センターや社会福祉協議会、福祉施設等の関係機関、民生委員等からの相談あるいは生活困窮相談などからひきこもりの方がいるといった情報で把握しており、相談された窓口が、個々の家族に必要なサービスや関係機関につなぐなどの対応をしております。例えば生活が困窮している、就職先が見つからないなどについては社会福祉課の生活困窮担当者が対応し、介護が必要な高齢者を抱えて困っているなどの場合には、地域包括支援センターから情報提供されることがあります。デリケートな内容なだけに、ひきこもりで相談というよりは家族の介護など何らかの相談をきっかけに、ひきこもりの方と同居しており悩んでいたなど、把握されることが多いのが実態でございます。

ご質問の3点目、国の包括的支援体制の強化、就職氷河期を含めたひきこもり支援対策の進め方については、8050問題も含め、ひきこもりの方への対応は本市においても重

要な課題であることから、今後も国、県の動向に注視しながら、関係各課及び関係機関と連携を強化しながら対応していかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目、住民と共同・防災力についてお答え致します。

ご質問の1点目、派遣職員を受け入れる場合の体制づくりはいかがでしょうかについてお答えします。

はじめに、被災市区町村応援職員確保システムは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための、全国一元的な応援職員の派遣の仕組みであります。制度導入後、秋田県においては、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震において応援職員を派遣しており、本市としては今回の宮城県角田市への派遣が初対応でありました。派遣要請の流れとしましては、まず第1段階として被災市町村が被災縣市町村課へ派遣要請し、被災県において当該県からの職員派遣及び県内市町村へ派遣要請を行い、需要が充足されない場合は地域ブロック内の県及び市町村に派遣要請を行います。ここで需要が充足されない職員数について、第2段階として被災県が総務省に対し派遣要請を行うこととなりますが、今回は秋田県が連絡調整の窓口となり、派遣元の市町村において交通手段を含めた移動、宿泊先の手配を行い、現地では班編制により支援を行いました。本市では、本システムを含め大規模災害により広範囲に被災した場合に備えて、県外の自治体との相互応援協定の締結を行っております。また、災害時に自衛隊、警察、緊急消防援助隊や全国の自治体からの応援隊を効果的に受け入れるため、トレイクかたがみを含む飯田川南公園一帯を防災拠点と位置づけ、平成28年度に秋田県総合防災訓練において応援部隊集結・活動訓練を実施しているところであり、今後も秋田県と連携しながら災害時広域受援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、防災士受験者数に対して取得した方々は何人か。また防災士になられた方々の活用方法はいかがお考えかと、3点目の来年度も防災士取得の資金助成をしていくのか。その際、女性取得者についてのお考えはいかがかについては、関連がありますので一括してお答えします。

自主防災リーダー育成支援事業を活用した防災士取得試験の受験者数は、市職員1人

を含む計3人であります。9月に実施された試験において、全ての者が合格し防災士資格を取得しております。また資格取得後の活用内容については、市と自主防災リーダーが一体となって市民に防災指導や啓発を促すことにより、自主防災組織の立ち上げや活性化等を進め、防災力の維持向上を図ることを目指しております。主な取組内容として、自治会等での防災講習や演習の実施、自主防災組織の構成や年間計画作成に対する助言、避難訓練等、自主防災組織が行う活動への支援を想定しております。

なお、11月16日には天王羽立自主防災会からの要請を受け、避難訓練の計画・実施や防災資機材の操作説明会を行い、翌週の23日には、自主防災組織活動と今後の課題をテーマに開催された、湖岸地区自治会役員交流会に参加し、意見交換や助言をするなど活動をスタートしたところであります。

来年度以降の資金助成並びに女性取得者の考えについては、現体制で活動を進めていく中で、必要に応じて増員等を検討したいと考えております。

ご質問の4点目、防災会議の女性登用について、何人中何人登用しているか。声は反映されているかについてお答えします。

現在委員数は26人で女性は3人登用しており、意見等は反映されていると捉えております。

ご質問の5点目、避難所生活環境改善については、間仕切りや更衣室、トイレ環境、段ボールベッド等、安全・安心に考慮しているかについてお答え致します。

本市では、平成29年1月に、避難所運営マニュアル、災害時の避難所運営の手引きを策定しております。本マニュアルでも避難所運営において、要配慮者への配慮、女性の参画、男女のニーズへの対応といった視点を必要とすること、このような状況を踏まえて大規模な災害が発生した場合における避難所の開設・運営の基本方針、開設・運営の流れや役割分担などをとりまとめております。特に避難所生活の環境改善要素である間仕切りや更衣室、トイレ、居住スペース等については、資料編に分かりやすいように避難所レイアウト例や留意点を明記しているところであります。

ご質問の6点目、備蓄庫の備品について、参考資料の防災倉庫トレイクかたがみにより、大人用紙おむつ、生理用品は備蓄されているのか。その他の備蓄庫も同様に備蓄されておられるのかについてお答えします。

潟上市では、秋田県備蓄品も含め、大人用おむつを690枚、生理用品を1,280枚備蓄しております。内訳として、潟上市備蓄倉庫トレイクかたがみ内に、大人用紙おむつを

520枚、生理用品を860枚、潟上市天王コミュニティ防災センター備蓄庫内に、大人用紙おむつを170枚、生理用品を420枚と、市内2カ所に分散し備蓄しております。加えて本市として、災害発生時の物資提供に関する協定書に基づき、災害発生時には、市内協力企業、店舗に置いている生活必需品等について提供いただく体制を確認しており、公的備蓄並びに流通備蓄両面での対策をしております。備蓄品については、引き続き自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を、家庭で最低3日分備蓄するよう今後も啓発してまいります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 大きな1点目の（1）の多胎児支援についての現状については、妊娠期から子育てまで、乳児全戸訪問、母子相談事業などをやっていただいていると。多胎児支援に対しては、平成29年、平成30年、1組ずつ双子が生まれているという現状で、そこに8,020円の6回分の助成をして、健康管理に支援をしている。市の保健師が家庭訪問をして状況を把握し情報を提供しているという答弁であったと思います。多胎児保護者を対象とした民間団体の育児に関する調査で、外出移動が困難とのお答えが約9割に上ったそうです。多胎児の保護者が産後ケアやファミリーサポートセンター事業などの支援を必要とするにも関わらず、窓口に行けず支援制度を利用できない実態が明らかとなりました。窓口に行くことなく、アウトリーチ訪問による、先ほど情報提供もしているということでありましたけれども、サポート支援制度を利用できるよう、既存の制度の見直しが必要だと思います。そこで、訪問しているということでありましたので、訪問の頻度数と言いますか多胎児と単胎児というと、また訪問回数によってその利用というのか把握の仕方によって、その情報提供だったり虐待だったりを防ぐことができると思うのですが、その訪問の頻度数と訪問の間隔というのはどのように用いているのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

新生児に対する訪問でございますけれども、多胎児に関しましては、必要に応じて随時複数回訪問すると取り扱っておりますし、一般の子どもさんの場合でも、定期的な訪問のほかに、発達に応じた健診等がございますけれども、こういったところの前に訪問をしたり、当日に相談を受けたりということで随時対応しているという状況でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） じゃあ、十分に訪問しているという捉え方でよろしいですね。わかりました。

この多胎児の支援のポイントというのは、やはり単胎児と多胎児の育児の大きさということで、共有することができないということから、寂しさや孤立感が生じるということをおっしゃっております。医療機関やピアサポーターということで、多胎児育児経験者支援機関と連携している行政がございますけれども、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず多胎児の場合、支援が必要と判断された場合は、事前に医療機関の方から市の方に必ず連絡がございます。母親の心身の状態または新生児の状態、そういったものを細かく記したものが届きますので、それに基づいて市の保健師が出向いて相談に応じると。必要に応じては県の助産師会がございますので、そういったところに協力を依頼しながら、相談に応じたり育児支援をお伝えするという状況にしております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 医療機関から事前に連絡をいただいている、それに応じて訪問をしている、対応をしているということでありましたので、さらなる多胎児支援の推進をお願いしたいと思います。この（1）については、終わらせていただきたいと思います。

次に、産後ケアの環境状況についてですけれども、これ県を通じて秋田県産婦人科委員と連絡して産後ケア事業を開始しようと思っているという心強い答弁をいただいております。この何で産後ケア事業が重要になるかということ、2018年愛知県に発生した3つ子育児中に母親による次男への暴行死事件以来、多胎家庭支援の必要性について注目が集まっております。それで愛知県の事件では、ほぼ母親1人で3人の育児に追われ、1日1時間も眠れない日が続いたと言っております。健診では、虐待の兆候を調べる、子どもの口をふさいだことがあるの欄に丸印をつけていた。隠さずサインを出していたそうです。それをキャッチできていればもっと踏み込んだ関わりをしていれば、適切な情報提示があれば今後の課題が見えてきます。こういった背景から、産後ケアの事業が努力義務になるということでご存知かと思っておりますけれども、そういう形で産後ケアが導入する。それでこの12月より、宿泊型産後ケア事業を始めた湯沢市さんでは、もともと保

健師さんによる訪問型ケアは行っておりました。訪問する中、妊産婦に不安を抱いている人が多い、産後もいろいろな問題、悩みを抱えている人が多い、その背景には、核家族化が進み相談する人も手助けする人もいないという現状から、保健師さんにより産後ケアをしっかりと取り組むことの重要性を指摘されたそうです。それで4月から、地元の産婦人科にお願いして事業を行い、利用状況としては2泊3日、3泊4日などの宿泊型を利用して、初産の方々がほとんどだったそうですが、授乳の仕方、胸の張りへの対応、搾乳などの指導を通し、理解し自信がついてきたなどの感想をもって退院したそうです。そういった姿を通して事業開始から1年未満で事業拡大に取り組み、12月より雄勝中央病院でも行うことになったということが経緯でありました。産後ケア事業で利用できる主旨については、先月末報道されたとおりでありますので、皆様ご承知だと思います。それで、潟上市でもこの産後ケア事業を開始していくという心強いご答弁をいただきましたけれども、産後ケア事業のこういった内容についてやっていただけるのか、その内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず全国的にこの産後ケアという事業について重要性が認識されてきている背景につきましては、ただいま菅原議員がおっしゃったとおりでございますし、また県内の状況におきましても、県南にあります湯沢市では民間の産後クリニックが1カ所と、この12月1日から雄勝中央病院で宿泊型の産後ケアを実施しているということでございます。県の情報によりますと、県の中央部でありますけれども中通総合病院、それと秋田厚生医療センターでございますけれども、こちらの方につきましても、早ければ今年度中には産後ケアの体制を整えたいということでございますので、秋田市はもちろん近隣市町村につきましても、産後ケア事業に取り組む市町村が一気に増えるのかなと思っております。議員がおっしゃるとおり産後ケア、産後を支える方々が家族の中におれば安心なんですけれども、おっしゃったように核家族化が進んでおりますのでなかなか支援する方がいないという方もおりますので、そういったところに潟上市におきましても、この後助産師等がまいりますので助産師や、これまでどおり保健師、管理栄養士等による訪問を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。中通総合、厚生医療センターなどを考えているということでありました。

これ、料金はちなみにどのぐらいで助成するというような考えをお持ちでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの質問にお答え致します。

料金等につきましては、まだ細かい情報等が入っておりませんので、医療機関の方でどういったメニューで市町村の方に提供できるのかという具体的な提案があった場合に検討していきたいということで考えてございますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。それでは、産後ケアの方も宜しくお願いしたいと思います。

（3）番。ワンストップ窓口子育て世帯支援センターについては、本当に待望の子育て支援センターでございます。再三にわたり質問させていただき、本当に来年度からということで宜しくお願いしたいと思います。それでこの子育て包括支援センターという役割は、ますます重要になってくると思います。助言の場、相談の場として、相談内容によった様々な事業を紹介していくこととなると思います。先ほど産後ケア事業に対してはやっていくということでありましたけれども、相談内容によってはこのヘルパーさんといいますか家事手伝いだったりお買い物とか掃除とか、そういう沐浴とかそういうものに関してのそういう相談があった場合は、どのようなことを考えておりますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、子育て包括支援センターは、市長の行政報告にもありましたように、来年4月からの発足ということで本定例会にまず関係する予算等を上げさせていただいておりますけれども、特に重要なのが、やはり全部の子どもさん、赤ちゃんに対する育児支援プランというものを作成して、それに基づいて子育て支援をしていくというのが重要になりますので、そういった意味では助産師や臨床心理士、そういった専門職を配置することで有意義なものかなと考えております。また産後ケアにとって重要な、今ご指摘のありました家事の仕事でございますけれども、再度そういったものの情報提供というのが

非常に大切になります。そういった意味では民間の事業者がございますので、そういったところではこれまでも行っていると思いますけれども、洗濯とか買い物のお手伝い、それから赤ちゃんのオムツ替えの支援だとか、そういった細かい部分まで民間の事業者との協力と連携しながらやっていく必要もあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 民間の事業者と連携を取り合って、ぜひこれも入れていただきたい一つだと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。大きな1点目はこれで終わりたいと思います。

大きな2点目。本市のひきこもり支援対策については、実体把握はしておらないと。それで、親からの家族からの相談により、各課を通じて実態を把握しているという形の答弁でありました。人口3,228人、高齢化率46.87%の藤里町は、福祉でまちづくりを合言葉に、地域トータルケア推進事業を実施、平成22年よりひきこもり者等支援事業を展開しております。当時者は、自分をひきこもりだと思っていないから、ひきこもりを認定すると表に出てくる人も出て来られなくする可能性がある。そこで、福祉の拠点施設「こみっと」、秋田弁でこじんまりをフルに生かし、ありとあらゆるひきこもり対策事業を展開、就業訓練でシラタケ・マイタケ菌種を訓練作業室で作って販売、社会復帰訓練事業には全国から集まって、宮崎県からもこの度若者が1カ月の体験で立派に社会復帰しているそうです。若者支援で町内にひきこもりがいなくなったとのこと。今では全国から多くの視察を受け入れ、講演依頼は年間50件を超えているそうです。この影には、社会福祉協議会の方たちの地道な1軒1軒家庭訪問しては外に引き出す努力があったことを、以前視察に行ったおり伺っております。このひきこもり、先ほども答弁にありますとおりに本当に把握するというのは難しいということでありましたけれども、この度市町村におけるひきこもりサポート事業の強化を、政府が5日の臨時閣議で経済対策を決定致しました。こういうものを利用して、やはりもう少しひきこもり支援をしていかないといけないのではないかと思いますけれども、再度これに対してご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず菅原議員がご指摘のとおり、このひきこもり対策というのは大変難しい問題でありデリケートな問題でございます。行政の方ではなかなか把握できないというの、やはり核家族の方とか本人がなかなかそういう状況にあるよという情報を外に出さないというのがあります。先ほどの答弁にもありましたように、別の相談事業で、市役所の方とかそれから福祉協議会の方に訪れた際に、いろいろな聞き取りをした際に、実はこういう家族が家にいるという状況を家族の方が話をされて初めてそういう情報がわかるということが一番多くございます。あとは民生委員各地区おりますけれども、そういった方々にもやはりそういった相談を受ける中で、実はこういうものがあるという情報の提供があつて初めて次につながるという状況でございます。先ほど議員がおっしゃったような様々な例がございますけれども、まずは家族からのそういった情報を行政側がきちんと把握する。次のステップとしては、家庭に訪問はできますけれども、その後中に入ってひきこもりの方のお部屋の中までは入れないというのがほぼ全部でございます。そういった中では潟上市の例でいきますと、家族のそういった情報提供がございまして、本人とも面会ができたということで、県のひきこもりセンターの方につないだという事例もございますけれども、いずれ潟上市としても大変重要な問題であると認識しておりますので、国、県、そういったところから様々なガイドラインとかひきこもりの運営事業そういったものの資料も届いておりますけれども、様々な関係機関と連携を取りながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 社会的現象と言いますか8050問題、やはり本当に重要な問題だと思いますので、今後とも引き続きお願いしたいと思います。

大きな3点目、住民と共同の防災力について。

時間もないのであれですけれども、男女共同参画に行った際、参考資料としてこういうものをいただき、これを見て私と同じ班だった方が紙オムツと書いてありますけれども、これは大人が含まれていますかとか、先ほど書いてありました生理用品とかそういうのはあるんですかということをお自身に聞かれました。そのときに、私たちもこの備蓄庫にどのようなものが入っているのかというのがまだわからない状態だったので、ちょっと私お答えすることできなかったんです。それで総務部長につないだという経緯がありました。やはりこれは、見える化として市民がどこに行けばそういうものがあるというのがわかるような状態にしていくこともこれ必要ではないかという思いが致しま

すが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

災害の備蓄品の公表ということではありますが、現在はホームページ等には載っておりません。ですが、お問い合わせがあればまず公表することも可能ですし、今後さらにホームページ等に掲載することも考えていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ぜひこの見える化というのは必要だと思いますので、掲載していただければと思います。それで、先ほど備蓄庫2カ所にそういったものを備蓄しているということでありましたけれども、確か備蓄庫市内に4カ所あったと思うのですけれども、ほかの2カ所についてはそういう備蓄品がないという考えで宜しいのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

ほかのその場所にあるかと、備蓄してある物はどのようなものがあるかということではありますが、市役所の備蓄庫には乾パンとか飲料水とかあります。それから、防災コミュニティセンターには、毛布とかほかにもトイレトペーパー、生理用品等もあります。それから東湖小学校にも毛布、あとは飯田川出張所にはライト系です。あとそのほかに、防水シートとかカーペットなどそれぞれあります。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） それぞれの備蓄庫に備品があるということで理解しましたので、ぜひ本当に見える化を進めていただきたいという強い要望でお願いしたいと思います。

最後に、東京大学公共政策大学院の増田寛也客室教授は、自然増こそ人間現象の歯止めとなる。今後は総合的でより手厚い子育て支援を展開していくことが一段と重要になる。子どもたちが健やかに育っていけるように、生涯を通じて支えていくような長期的戦略が求められている。子育て支援に限らず、地方創生の取り組みはすぐに成果が出なくても、方向性が正しいのであれば地道に継続していくことが大事だとおっしゃっております。来年度から開設予定であります子育て世代包括支援センターが、人口減少の歯止めとなる施策となりますことを願い、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩しますので、再開は11時10分にします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番佐藤義久議員の発言を許します。

○10番（佐藤義久） はじめに、この度一般質問の機会を与えていただきました議会に対し、感謝と御礼を申し上げます。傍聴の皆様には大変ご苦勞様です。

早速質問に入りますが、当局には明確なるご答弁をお願い申し上げるものであります。質問は、市内道路の確備についてであります。

市内は道路網によって連結できますが、国道・県道・市道・その他の道路に区分けされます。市道及びその他の道路の整備が十分になされていないと感じるのは、私だけではないと考えております。先の議会報告会でも白線や停止線が消えているが、管理について疑問を持った発言がありました。事故の相手が県外ナンバーだったと伺いました。国民体育大会会場になった昭和体育館前の通りから新規に開発された四季の街交差点の十字路で、国道並みの両側歩道の道路を走行してきた車が一時停止の標識を見落とし交差する車両の側面に衝突した。そこには東西の道路が優先と申しますか、一時停止がない道路で新設された道路が停止だったのです。国体前会場の通りを南下してすぐのところで、山形県の方々だったと聞きます。運転手の方は、こんなに広い道路に一時停止とは話していたようです。道路標識や表示があるとよいと感じています。思い込みで大変な苦い思い出になったと思います。そこは今も変わってはいませんが、四季の街の中心部の交差点です。近くの交差点は中学生の細い通学路はカーブのところなので後に改善され、四方とも一時停止標識を設置しています。よそからの方々のためにも気配りを望むものであります。またこの度、大久保踏切付近が拡幅整備され、頻繁に通行するものとしては安全・安心で便利になりました。ただ折角の左折に配慮したランプ、誘導路の標識・表示がなく、通る方に周知されていないのが実情です。

提案になりますが、1つは誘導路であること、合流地点を明確に表記すべきであると考えます。関係部署で対策を講ずべきと思うが、この点についていかがでしょうか。

2つ目。広報掲載に図面を載せて周知してはと考えますが、この点はいかがでしょう

か。

3つ目。踏切を渡る前、西側にも左折の走行方法など表示した看板など設置してはとありますが、この点についてはいかがでしょうか。そのほかにも、配慮すべきところはあると思います。交通安全協会など協力を得て総点検してはとありますが、この点についてのお考えは。

次に、オーバーレイの必要に思われるところの整備と標識・表示を充実され、来春はさわやかな白線を期待するものでありますがいかがでしょうか。

次に、狭隘な道路の管理について。

市道認定基準は構造上、要綱第3条の第1号に、道路の幅員は5 m以上であること。ただしほかに代わる道路がない場合、家屋が連坦し交通量が多い場合、既存道と思われますけれども、公共施設に通じる道路の場合は4 m以上とすることができるとあり、第3号の交差箇所については、原則として道路の幅員に応じて隅切りを設けること、第4号に、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでないとありますが、この点についてですが、増改築の段階で前面道路幅員確保の行政指導についてお聞かせください。

1つ目。前面道路4 m未満の建築許可については、現場に出向き塀を築く場合や隅切りの条件など指導はされておりますか。

2つ目。セットバックされた部分の舗装など障害になりますが、市の負担とすべきと考えないと、いつまでも解消されないと思うのですがこの点については。

市内の街路計画について。拡幅及び延伸接続の実施計画について、以前は図面に着色して街路計画を提示された記憶があります。その後、相当な時期を費やしています。市長におかれましては、就任以前のことでありますが、引き継ぎされておられませんか。速やかに計画を確認され変更すべきものは、変更し計画決定されるべきと考えますがいかがでしょうか。

5つ目。合併以前から宅地開発された道路について。以前に宅地化された特に追分地内は、個人的な分譲と思わされる所が点在しています。道路は狭隘で車社会以前かと想像しますが、リヤカーが通れる程度のものや道路敷が個人所有のもの、これらを早急に安全な道路に構築すべきと思います。市が先導して地域の理解を得て市道認定できるものにすべきと考えますが、酷い所は前後が最近開発されたり、家の裏が開発されたり、環境が整いつつある中に自宅前は旧来のまま取り残され、こんな状態のところでは、やれコミュニケーションと言ってもなかなかできないと思います。こんなことの解消にも、

行政は一肌脱いで安全安心の絆の社会を構築してはいかがでしょうか。現状をよく調査して街路計画を構築すべきであります。私は、街路がまちづくりの根幹を成すものと認識しています。この度は幼稚園保育園を統合し、こども園の新設、仮称・市民センターの建設を計画されております。日常の利用者の利便性を考えれば、街路計画を確立して建設計画を立ててほしいのが地域住民の要望であります。この点においては、用地を選定する提案を出された市長は、付近には高台もなく住民の避難場所としての有効な施設であり、津波の危険があれば階数を3階にも上げてても現在地と強調されておりました。私は保護者の要望もあり、送迎と避難通路の確保の為に付近の道路拡幅の必要性を訴えました。そこで教育長からは、公共用地であれば即刻対応するとの趣旨の発言がありました。用地買収は僅かとの自己判断もありましたので、建設用地としては同意したのですが、後に、仮称・市民センターの説明でも狭隘な道路の拡幅を提案したが、副市長答弁では、公共用地部分をセットバックしての拡幅だけで理解を求めるものだったと思います。当局としては、防災の観点からも、市道に対する幅員の確保するとの考えはあるのか疑問であります。さらにはこども園の新設は、付近住民の避難場所には、小・中学校が近くにあるのでとの説明があり、当局答弁に整合性が感じませんでした。だとすれば、十数億円の予算で予定地に建設計画はいかがなものかと考えるところです。わざわざ津波の危険のある所にしなくても、4億円位の予算でしかも木造平屋建てにして、市内の建築業者のお力をお借りしてはいかがでしょうか。合併以前から宅地開発された道路について、計画決定する選択肢もあると思います。また全体計画が重要で、予算面では各省庁では、時限立法で起債や補助金制度も設けられているのもあります。計画区域にすることも一つかと考えます。この点についてのお考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わりますが、簡潔なるご答弁をお願いするものであります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番、佐藤義久議員の一般質問、市内道路の整備についてお答え致します。

ご質問の1点目、大久保踏切付近が拡幅整備された折角の左折に配慮したランプの標識・表示がなく周知されていないのが実情についてお答え致します。

ご質問にあります事業は、県道男鹿昭和飯田川線の県単独事業による道路改築事業で、長年の懸案事項である大久保踏切の危険解消につながるものと市でも期待しているところ

るです。本事業は県道を管理している秋田県で実施しているもので、市が直接ご指摘のような対策を講ずることはできませんが、市民及び関係団体が交通安全上必要と思われるものであれば、県と協議の機会を設けるなどパイプ役として協力していきたいと考えております。

次にご質問の2点目、オーバーレイが必要なところの整備と、標識・表示を充実させさわやかな白線を期待するについてお答え致します。

ご質問にありますオーバーレイ工法を含む舗装補修につきましては、市道1級及び2級路線の幹線道路を優先的に補修しており、舗装修繕計画に基づき、国庫補助事業の社会資本整備総合交付金を活用し計画的に実施しておりますが、補修路線が多く、また延長も長いため、なかなか進まない状況であります。道路上の白線につきましては、道路管理者が設置する区画線の主なものとして外側線や中央線の破線がありますが、幹線道路へ優先的に設置しております。区画線の設置にあたっては毎年状況を確認し、予算の範囲内において早期発注に努めておりますのでご理解をお願いします。道路標識や区画線及び道路標示につきましては、道路管理者と警察で管理が分かれておりその種類も多種多様ですが、今後も道路利用者が安全に通行できるよう連携しながら維持管理に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、狭隘な道路の管理についてお答え致します。

本市には建築主事を置いていないため、建物を建築する前に行う建築確認申請等の審査と許認可事務は県が行っております。建物を建築する場合、敷地については道路に接している必要があり、都市計画区域内においては建築基準法上、道路は4m以上と定められているため、4m未満の場合はセットバックをすることにより建築基準法を満たすこととなります。狭隘な道路の私有地に対して、市では指導等は行っておりません。またセットバック部分の私有地等について、市が負担をするという考えはございませんのでご理解をお願いします。

次に、ご質問の4点目、市内の街路計画についてお答え致します。

ご質問にあります街路計画とは、潟上市幹線道路網計画のことと思われれます。本計画は、第2次潟上市総合計画の「基本目標、便利に住まえる快適空間都市」の政策「道路・交通網の充実」における、「幹線道路・生活道路の整備」に基づいて策定したものであります。本計画の目的は、旧町間の連絡機能を充実させ均衡ある発展を目指すための道路整備の基本的な方向性を定めたもので、本市の抱える道路網の課題や、将来の交

通需要に対応した幹線道路網の計画を示したものです。

なお、道路整備については、国庫補助事業であります社会資本整備総合交付金の活用を計画しております。本計画の進捗状況は、計画路線13路線中、完成済みは1路線、事業実施中と一部完成路線は2路線の計3路線となっております。計画策定から6年が経過しておりますが、本計画の設定期間は20年という長い期間であることから、今後、社会経済情勢の変化等により、必要であれば本計画の見直しを検討してまいります。

次にご質問の5点目、合併以前から宅地開発された道路についてお答え致します。開発行為の許可事務につきましては、県から平成23年4月に権限委譲を受けております。開発行為をする場合は、道路等の公共施設は、市に管理及び土地が帰属されることとなるため事前に公共施設管理者と協議をし、開発許可制度の手引きに基づいて許可をしております。ご質問にあります道路は、都市計画区域の線引き以前に行われた開発行為によるもので開発許可制度がなく、私道として整備されたものと思われまます。市と致しましては、追分地域に限らず私道を市が先導して市道認定する考えはございませんのでご理解をお願いします。

なお、市道認定にあたっては、議員ご承知のとおり、潟上市市道認定基準要綱に基づいて行っております。要綱の主な内容を申し上げますと、道路幅員は状況により異なりますが、多い例として、行き止まりの道路の場合は6m以上、道路用地は寄付により所有権が市に移転できることを条件としており、認定の基本要件、道路構造上の基準、道路用地の条件を満たす必要があります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 1つ目の大久保駅前付近の踏切の件ですけれども、これ今答弁では、県道なのだというような話であったと思いますけれども、市道にもなっているはずですが、この点もう一回お願いします。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

市道ではなくて、あくまでも県道でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） それでいいですか。秋田昭和飯田川線ではないですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 県道男鹿昭和飯田川線でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 休憩をお願いします。

○議長（西村 武） 何のためにですか。

○10番（佐藤義久） 再確認。

○議長（西村 武） 再確認。

○10番（佐藤義久） 私が、だぶって県道と市道でないですかと言っているのです。

○議長（西村 武） 今、佐藤義久議員から、暫時休憩というような発言がありますので、皆さんいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） じゃあ、暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

.....
午前11時36分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

○10番（佐藤義久） 整備関係ですので、関係各所と打ち合わせて、なるべく私の意向のように沿ってほしいなと思うわけで宜しくお願いしたいと思います。確実に誘導路などや左折レーンだとかが表記されていないのは現場確認しておりますか。産業建設部長。

○議長（西村 武） 菅生都市建設課長。

○都市建設課長（菅生 司） ただいまの質問にお答え致します。

現場確認の方はしております、こちらの方でも1回施工をした後にまた補修をしているような跡も見受けられております。いずれにしても、現場の方は確認しております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ということで、現場確認もされておるようですから、確実に対応していただければありがたいです。

それから2つ目の、広報掲載図面等に対する考え方はいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅生都市建設課長。

○都市建設課長（菅生 司） ただいまの質問にお答え致します。

広報につきましては、今のところ県の方から特に要請等はない状態です。なので、こちらの方でどのように広報すればいいかというのが定まっておりませんので、これについては県から要請等があれば検討していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 県から要請がなくても、住んでいるのは潟上市民が多いのですから、通っているのもかなりの数ですので、明確に安全に踏切を渡れるような方法をとっていただきたいと思います。宜しく申し上げます。それから、オーバーレイの件ですが、白線市内一巡するのにかなりの時間と費用かかると思うのですけれども、一巡するのにどのくらいの日数、年数が必要ですか。

○議長（西村 武） 菅生都市建設課長。

○都市建設課長（菅生 司） ただいまの質問にお答え致します。

オーバーレイにつきましては、市道の1級、2級の幹線道路を主にやっておりますが、1級、2級の幹線道路が全部で55本ございます。そのうち2路線については完成しており、ただいま3路線施工中であります。ですので、ほとんど進んでいない状態となっております。

以上です。

（「白線の声あり」）

○都市建設課長（菅生 司） 大変失礼致しました。白線につきましては毎年施工しております、今年度の施工実績道路延長で7kmであります。それに対して、先ほど申し上げました幹線道路は約55路線で101kmございますので、かなり年数がかかるということになります。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今なぜこれを聞くかということ、白線が消えた、停止線が消えているおかげで事故起きているわけですよ。やっぱり毎年速やかにさわやかな白線を引いてほしいなと思うわけで、市長、いかがですか。かなり遅れるというか、2年も3年もかかるようではありますが。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、今担当課長がご説明申し上げましたのは白線のことです。今佐藤議員がご質問されていらっしゃるのは停止線ということですので、管轄が違ったところかと思っております。それはやっぱり警察の方かなと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 停止線と言ったおかげで、警察の方の担当だというのだけれども、これはやっぱり交通安全協会等で協議して、速やかに進めていただきたいというのが私の願いでもありますので、その辺宜しいですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

警察関係と担当のところと、十分に協議しながら進めてまいりたいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） それから、道路幅員の狭隘なところですけども、先ほど部長のご答弁ですと非常に暗い答弁だったと思います。安全安心なまちづくりにも拡張必要だと思われまますので、私も質問した次第ですが、建築関係では指導していない、やる気ないという答弁でしたが、この点市長としていかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの道路幅員の件ですが、我々は公平なルールの下に、それで一定のルールを設けて我々はそういったものをする・しないという判断を、担当課ないしは担当部において判断し、私の方に上がってまいります。これがどうしてもその市民の生活にとって弊害を生む、そういったものについては、我々は関係機関等と連携をし、ないしは申し入れて改善に努めているところであります。ですので、この件について、今のご指摘の中で、我々がやる気がないわけではなくて、我々はそのルールの中において、それで市民の生活をこの道路の面においても守っていきたい。それともう一点付け加えさせていただければ、十分ではないというご指摘は、それは甘んじて受けます。これは完璧ということは多分ないのかもしれませんが。ただ我々は、そこを長い期間の計画であっても計画を立てて、そこを着実に実行してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ご答弁ありがとうございます。時間かかってもやっていただけるということですが、ルールに則ってということですので。ただ、建築確認申請出し下りる段階で、幅員は確実に4mに前面道路が幅員確保という格好でやっていると思うのですが、なんせブロックの塀を積むときに境界線に積んだりしている場所が多々あるわけです。それが道路を狭くしている実情もあります。したがって、許可下りて建築された段階もしくはブロック塀などを作る場合に、建て主に指導していただければありがたい

なという考えもありますし、確実に4 m幅員確保できるのでないかと思われまので、この点について指導はできないという立場でしょうが、お願いをしていくべきと思いますけれどもいかがですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答え致します。

建築確認後にこっち側がまずできるわけです。その後にブロック塀を積んだ場合、道路付近が4 mの境界ギリギリに建てられると、道路幅員がそのまま狭く感じるという質問だと思うのですけれども、その中で、後から市としてブロックを積むときに指導できないかという質問でありますけれども、それなかなか家ができてからいつブロック建てるのかというのはなかなかこちらで把握できませんので、現実的にはその指導というのはこちらでは現在やることはできないということでもあります。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 最近の確認申請書、許可書を見ますと、4 m幅員を確保するというような赤いラインを引いてセットバックした分ありまして、地主もちゃんとここまで道路だなということは理解していながら、やっぱり塀を積むときに出て積むという現状なわけです。したがって、やっぱり建設道路関係の担当は、逐次市内巡回すれば注意できるような状況にあると思いますので、その点検討していただければありがたいなと思います。相対的に、私もこの11月28日の都市計画審議会に出席させていただいております。素案の説明も伺いました。住環境や観光案内においても、街路計画等の整備が不可欠との考えでの意見を述べていました。今後の待遇を見守って私たちの意見が組み取られ成案になること、また構想として5年実施計画決定に盛り込まれることを期待しておりますし、最近は特に土地の登記状況なども改善、改良される提案がされております。まだ国会の方で決まっておりますけれども、適切な運用にはやはり建築土木の現場経験豊富な方の嘱託採用などしてはとご提案を申し上げまして、私の質問は以上ですけれども、これに対してのご答弁お願い致します。

○議長（西村 武） 佐藤議員、簡潔にじゃあ言ってみてください。内容わからないそうです。通告にないので。

○10番（佐藤義久） 先ほど来、県の許可などで指導もできない、そういうことはわかりますけれども、プロに近い建築土木関係の嘱託職員とかで確実に注視して行って、安

全安心なまちづくりをするようにできないかということです。副市長でも市長でも、責任あるご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご提案ということについては、参考意見として参考にさせていただきます。

○議長（西村 武） いいですか。これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

引き続き7番鑑 仁志議員の発言を許します。

○7番（鑑 仁志） それでは私の方から。最後だからこれ質問させていただきます。

1つ目は災害対策について。2つ目は市営住宅について。3つ目は要望に対する当局の対応についてであります。

まず1つ目。過日の15号、19号の台風は、日本列島に未曾有の被害をもたらしました。家屋、農機具の全滅に落胆した農家の方が、農業をもうやめますと憔悴した姿が報道され、可哀想だという言葉だけでは片づけられない事実であります。当市では昨年、飯田川下虻川城ノ後地内での床上浸水はまさかの大打撃でした。その後、土留め工事、U字溝の整備、土のうの配備など一応の防災はされました。しかし、近年は想定外の自然災害が激甚化しています。当潟上市では今後どのように向き合うのか大きな課題とも思われます。反省を踏まえて次のことを伺います。

県河川昭和馬踏川、飯田川豊川地区の豪雨氾濫の予想地域箇所及び浸水想定区域設定。最大の危険水量と自治体マップを作成し、住民のリスクを自覚してもらう。災害時の避難場所、避難勧告の細部の対策を伺います。

2つ目は、市営住宅の現状について。入居者及び管理側の責任と管理を伺うものであります。

3つ目。要望に対する当局の対応について。

私は2年前、住民の要望として3つの要望を致しました。1つ目は、社会福祉の風呂の存続の依頼。2つ目は、野球場の整備と砂煙の解消。そして3つ目は、空き家を買収し駐車場の拡張でした。当時、イエスの答弁と同時に着工の構想まで知らされたものです。しかし、現在一つとして実現されることなく住民の間では、一方通行かと閉塞感が漂っています。私は代弁者として、福祉の風呂を存続した場合、年間1,500万円の赤字になる。マイタウンバス等を利用して昭和のレイクプラザ、天王のくららを利用してほしい。野球場の整備については、スコアボードは蛇腹のボードで代用し、砂煙の防止は

担当者が散水して丁寧を心掛ける。そして3つ目の駐車場拡幅願いに対しては、1年に何度も大行事があるわけではない、必要頻度が少ない、だからノーなどと代弁しました。いかがですか。伝え聞くと、市長は諸々のことを見直しする構想とか。当局への要望にイエス、ノーとはっきり速やかに返事することをお願いして、私の檀上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの7番鑑 仁志議員の一般質問。私からは、最初3つ目についてお答えさせていただきます。要望に対する当局の対応についてお答え致します。ご質問の1点目、社会福祉の風呂存続の依頼についてお答え致します。

ご質問にありますように、飯田川保健福祉センターの風呂事業については、現在設備不良により休業しており、存続するためには設備の改修費に加え、年間1,500万円以上の維持管理費が市の持ち出しとなっております。風呂事業が平成29年3月に休業した後、市バスを利用し浴場を利用されていた人たちについては、代替場所として昭和のプラザの湯への運行も行いましたが、利用者が数名であったため現在は運行を取りやめております。これまで多くの市民の方々の健康と福祉の向上に寄与してきた健康福祉施設ではありますが、現在は、飯田川児童クラブと若竹児童センターが主に施設を使用しており、利用形態が変わりつつあります。風呂事業の存続につきましては、本定例会において、潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画をお示したこともあり、今後計画に基づきながら、また皆様のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、野球場の整備と砂煙の解消についてお答え致します。

ご質問にあります飯田川南公園グラウンドスコアボードについては、代替設備としてポータブルスコアボードで対応しており、砂煙についても天候の状況により、使用していない場合であっても散水を行い、砂が飛散しないよう対応しているところでございます。飯田川南公園グラウンドにつきましては、今後も皆様からのご意見等をいただきながら管理運営してまいりますので、ご理解くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

ご質問の3点目、駐車場の拡幅についてお答え致します。

昨年12月定例会の一般質問と同じようなお答えになりますが、野球場とグラウンドゴルフ場において、大会等が重なったときには駐車場の混雑が予想されます。その対応策として、大会等を主催する団体に対し、事前に近くにあるトレイクかたがみの駐車場や南公園または梅の里の駐車場を利用するように依頼して、混雑解消に努めております。

今後も施設利用許可申請時に、大会等を主催する団体に対し、周辺住民への迷惑行為がないように、利用者への周知徹底を図っていきたいと考えておりますのでご理解をお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 7番、鏡 仁志議員の一般質問の1つ目、災害対策についてお答え致します。

ご質問の1点目、県河川昭和馬踏川、飯田川豊川地区の豪雨氾濫予想地域箇所及び浸水想定区域設定についてお答え致します。議員の一般質問通告書にあります氾濫予想地域箇所及び浸水想定区域設定については、洪水浸水想定区域と捉え読み替えさせていただきます。

はじめに、洪水浸水想定区域の指定状況についてですが、国土交通省及び秋田県がそれぞれの管理河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域と指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知、データ提供をするものとしております。現時点で通知、データ提供の対象となっているのは、洪水予報河川及び水位周知河川を水系とする18自治体となっております。一方、馬踏川、豊川は、洪水予報河川及び水位周知河川の位置づけではないため、データ提供の対象外であり、法律に基づく浸水想定区域にはあたらないのであります。しかしながら、一部報道では、国土交通省において浸水想定対象河川拡大を検討するとの流れもあることから、今後も国、県の動向を注視し対応にあたってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、最大の危険水量と自治体マップを作成し、住民のリスクを自覚してもらうについてお答え致します。ここでも最大危険水量は危険水位と捉え、読み替えさせていただきます。

危険水位については、市町村や地域住民への水位情報の提供を含め、潟上市のホームページを経由して秋田県河川情報システムで観測データや各種情報をご覧になれる仕組みとなっております。ご提言にありますように、近年想定外の自然災害が激甚化している状況にあるなか、各種マップを作成し住民のリスクを自覚してもらうことは、日頃の備えとして必要であるものと捉えております。今後、洪水ハザードマップのイメージとして、過去に市内において浸水の影響があった場所などをまとめた箇所マップの作成に

ついて調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、災害時の避難場所、避難勧告等細部の対策についてお答え致します。

災害時の避難場所については、災害種別により多くの公共施設等の指定を行うなど避難場所の確保に努めております。また、周知については、我が家の防災マップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを作成し、避難経路を示したつくりで全戸配布を行っているところであります。まずは自らがお住まいの地域に起こり得る災害を知り、地域の災害特性、災害発生時の状況をイメージし、どこに避難するのか、最寄りの避難場所の把握、安全に避難できる経路を確認するなど、地域における防災訓練実施による取り組みが大切と感じており、継続的に参加いただきたいと思います。

避難勧告等の発令については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにより、職員が速やかに初動体制の確立と災害に対処するため、全庁で各自の役割について十分認識するとともに、関係機関と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 7番、鑑 仁志議員の一般質問の2つ目、市営住宅についてお答え致します。

市営住宅の現状について、入居者及び管理側の責任と管理の範囲についてですが、入居者の管理の範囲については、建物はもちろんのこと、建物についた敷地も入居者の管理の範囲となり、垣根なども含まれることとなります。市営住宅は公営住宅法に基づいて整備されており、公営住宅法にも入居者の保管義務等として、公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないと規定されており、適切な維持管理に努めるよう入居時に入居のしおりで周知を図っております。

市営住宅の管理については、住宅を明け渡す場合は、原状回復をして明け渡すことになっており、確認のため市職員による検査を実施しております。その後、新たな入居者が決定になりましたら、再度必要な修理・清掃などを行い、入居に支障がないように努めております。入居後において不備が発見される場合もあることから、その都度修理をしながら管理をしておりますのでご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 7番鑑 仁志議員、再質問ありますか。7番鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） まず、市営住宅についてであります。市営住宅のあり様については、住民の責任が多々あると思います。雑草が伸び放題になったり、あと周囲との環境

美化に努めていただきたいわけですけれども、やっておらないところが非常に多いと。塗装腐食場所が多く見られる、早めに手入れが必要である。入居された方からは、とにかく手入れが悪く入居に難儀したという声も聞こえております。一例を上げると、退居するときに換気扇の枠が壊れて、隙間から雨風が入ってきて腐りかけておると。そしてまた入居者からは、水洗トイレの水が流れないと、流れが悪く当局の対応も遅く、幸い親族が知識を持っていたので対処できたものの、汚水桝に石ころが詰まっていたという事例もありますので、そういうところをどういうふうに指導しているのかと。そしてまた犬・猫・ペットなど規則を守らせてほしいと思います。いく通りも聞かされた次第であります。市営住宅条例などから、どのように対応されているのか。加えて、住宅を明け渡すときの書類に住宅管理人の意見という項目がありますが、今までどのような所見があったのか拾い願いたい。

もう一つ。家賃滞納は以前より解消されているのかもお知らせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅生都市計画課長。

○都市建設課長（菅生 司） ただいまのご質問にお答え致します。

明け渡し時には、市の職員が立ち会いの下検査を行っております。そのときにチェックリストを設けましてチェックはしておりますが、先ほど申し上げた下水道とかそういうような管とかについては、やはり見落としがあろうかと思っております。そういう場合は、入居者が入居後において確認をしていただき適時修理をしているところであります。

家賃の滞納につきましては、現在公正証書の作成などに取り組んでおります。その結果、9人と今取り交わししており、適時収入が入ってきております。今後も公正証書を主として取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 3つ目の当局の要望に対する当局の対応についてであります。私が質問を問うのは、当局の答弁が曖昧と言わざるを得ないからです。いいですか、野球場の整備に対して、担当者が農村公園に対しての県の補助対象となるように申請手続きをし、補助が来るまで待つてほしいとの返事でありました。1年余り待ちました。しかし、何ら音沙汰もなく、住民へ報告した手前もあり、県の方へ伺ったところ、申請は一切なしということでした。このようなことでいいのですかと。同時に、8月下旬から下虻川豊川橋に付随した一部分が錆びかけているので、今のうちに塗装した方がよいので

はないかと持ち掛けられました。

○議長（西村 武） 7番鑑議員。通告したその内容があって、当局が答弁するわけですので、当局の答弁に対して質問して下さるようになさってください。

○7番（鑑 仁志） これだめだということですか。

○議長（西村 武） 通告の中に入っていないところは質問にならないということですよ。ね。

○7番（鑑 仁志） 終わります。

○議長（西村 武） いいんですか。

○7番（鑑 仁志） 当局の答弁に対してのあれだから、その職員からも聞いたのを今私話しているのであって。

○議長（西村 武） まず、当局に対しては、今の質問に対して答弁できるところを答弁してやってください。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） ない。じゃあ、簡潔に鑑議員、先ほどの答弁に対して、再質問なので答弁に納得いかないのですから、答弁に対して質問してください。

○7番（鑑 仁志） 私さっき質問したこともあるのだけれど、野球場の整備担当者が農村公園の補助対象になる故に申請手続きをし、補助が来るまで待つてほしいとのことで1年余り待ちました。しかし、何ら音沙汰もなく、住民報告の手前もあり県の方へ伺ったところ、申請は一切なしということでございました。それに対して、当局ではどういうふうにご考えておられるのかご答弁願いたいと思います。

○議長（西村 武） 当局としては、要するにそういう確認もできていないので答えられないということです。

○7番（鑑 仁志） 一般質問で野球場のやつも話していますよ。まずは当局から答えてもらったんだけど、これも農村公園だからということで野球場の話は出てきているんですよ。担当者に聞いたら、野球場は農村公園だから県に申請しなければだめだということであるのだから、何となっているのかと聞いているのだ。それを確認したいのだ。

○議長（西村 武） だから、そういう答弁した。

暫時休憩します。

午後 0時12分 休憩

.....
午後 0時13分 再開

○議長（西村 武） それでは会議を再開します。栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

野球場の件に関しましては、いろいろ議員のおっしゃること、我々詳細について存じ上げておりませんので確認させていただきますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 確認するというを言いましたけれども、これ確認いつまでできますか。まず、できるのであれば、次回の定例会まで書面で出していきたい。いかがですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問に対してお答え致します。

そういう書面でというお話ございますけれども、そういうレベルのものではないと思っておりますので、後で個人的にお知らせしたいと思えます。

○7番（鑑 仁志） 終わります。

○議長（西村 武） これをもって7番 鑑 仁志議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、12月7日から16日までの10日間、本会議を休会したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、12月7日から16日までの10日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程は、これですべて議了致しましたので、よって本日はこれで散会します。

なお、12月17日、午後1時30分より本会議を再開しますので、宜しくご参集のほどお願い致します。

また、12月9日、午前10時から予算特別委員会を開会しますので、ご参集を願います。今日はどうも本当ご苦勞様でございました。

午後 0時15分 散会

